

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要領

第1 目的

道立江差高等看護学院（以下「江差高看」という。）を巡る諸問題のうち、教員によるハラスメントについては、客観性を確保した上で、学生や保護者等からの訴え等を基に事実確認を行うことが重要であることから、法律の専門家を含めた第三者による調査等を実施するため、江差高看を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2 内容

委員会の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 調査を希望するハラスメント事案の情報収集
- (2) 調査の対象事案の特定
- (3) 現地調査
- (4) 現地調査結果の取りまとめ
- (5) その他調査に必要な事項

第3 構成

- (1) 委員会は、目的の達成のために必要な見識を持つ、人権問題等に精通した弁護士、人権問題等に精通した大学教授、及び看護教育の専門家の3名で構成する。
- (2) 委員は、公正中立の立場で客観的に調査等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関係団体の推薦及び承認を得た者を保健福祉部長が委嘱する。

第4 運営

- (1) 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 委員会は、必要に応じて座長が招集し、主催する。
- (4) 座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の有識者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

委員会の事務は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課が行う。

附則 この要領は、令和3年5月12日から施行する。